

平成二十一年七月九日提出
質問第六五九号

永山則夫元死刑囚の死刑執行の過程に関する質問主意書

提出者 保坂展人

永山則夫元死刑囚の死刑執行の過程に関する質問主意書

一九九七年に死刑が執行された永山則夫元死刑囚について、月刊誌「論座」（二〇〇八年三月号）に、元刑務官が執筆した「手を汚すことなく「存置」「廃止」を叫んでいるあなたへ」という記事が掲載されている。元刑務官は、伝聞としてではあるが、〈東京拘置所の処刑場で、永山は「殺されてなるものか！」と力を振り絞って、巨漢の刑務官数人の制圧を振り切ろうとしていた〉〈永山は、全身に無数の打撲痕と擦過傷などを負い、無惨な姿で処刑された〉と記述していた。裁判員制度がはじまり、一般の市民が死刑判決に関与する可能性のある今日の状況において、我が国の死刑制度の運用の公正さに疑いが残ることは望ましくない。

従って、次の事項について質問する。

- 一 永山則夫元死刑囚の死刑が執行される過程で、鎮静剤などの薬物が用いられた事実はあるか。
- 二 永山則夫元死刑囚の死刑執行の過程において、本人の抵抗を抑えるために警備職員等が実力を行使した事実はあるか。並びに、その結果、本人が外傷を負った事実はあるか。
- 三 その他、永山則夫元死刑囚の死刑執行の過程で、正常な執行の場合と異なる事態が生じた事実はある

か。あるとした場合、それはいかなる事態であつたのか。

四 右一ないしは三にあたる事実があるとする場合、職員の当該行為の根拠となる法令の規定は何か。右質問する。